

「みんなでストップ!負担増」署名 にご協力ください

協会・保団連では、「患者負担を増やさないことを求める署名」(みんなでストップ!負担増署名)に取り組み、県下で21,294筆、神戸支部で2,932筆に到達しています(12月22日現在)。

政府は、原則1割となっている75歳以上の窓口患者負担について、単身世帯で年収200万円以上を対象に2割に引き上げるという法案を、1月後半から始まる通常国会に提出しようとしています。他にもさまざまな負担増を計画しており、これ以上負担増が進むと、患者は必要な医療を受けることが難しくなります。また、負担がのしかかるのは、高齢者のみではなく、全ての世代に及びます。私たちは、お金の心配なく安心して受診できるよう、以下の事項を求めて国会への請願署名に取り組んでいます。

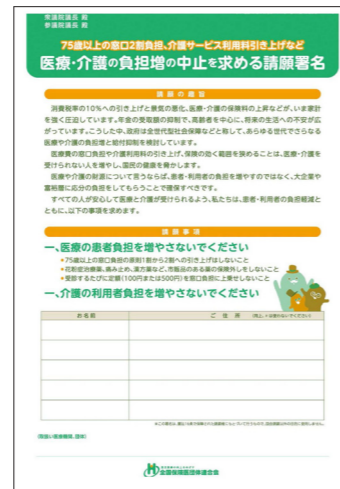
- 一、患者負担を増やさないでください
- 一、お金の心配なく安心して受診できるよう、窓口負担を軽減してください

1月末に国会へ提出予定ですので、お届けしている署名用紙に、まずは院長先生ご自身、ご家族、職員の方からご協力をお願いします。追加のご注文は、事務局(TEL:078-393-1807)または下の注文用紙をご利用ください。

署名用紙・グッズ 注文用紙 (送料も含めてすべて無料です) 返信 FAX078-393-1820

1	「ストップ!負担増」 署名用紙	裏がチラシになっており、分かりやすく署名の内容を解説しています。	5名連記 () 枚 10名連記 () 枚
2	署名用ハガキ	ハガキサイズの署名用紙です。署名をしていただけましたら、そのままポストに投函いただけます。ぜひ、患者さんや出入りの業者さんにお渡しください。	() 枚
3	署名付きポケットティッシュ	ポケットティッシュに“2”の署名用ハガキが付いています。投函箱もセットになっています。(なくなり次第終了)	1箱 100 個入 <input type="checkbox"/> ←注文される方は”レ”を

お名前		電話番号	—	—
医療機関名		FAX番号	—	—
送付先住所	〒 -			



署名用紙(上)の他にポケットティッシュなどのグッズもご活用ください

兵庫県保険医協会 神戸支部ニュース

343号
2021年1月5日付

発行 兵庫県保険医協会神戸支部
〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F
兵庫県保険医協会 TEL078-393-1801 FAX078-393-1802

2021年 新年のご挨拶 「牛に引かれて善光寺参り」



神戸支部長 田中 孝明

保険医協会神戸支部の会員の皆様、明けましておめでとうございます。

去年は協会活動にご賛同、ご協力をいただきありがとうございました。本年もよろしくお願ひ致します。

と、紋切り型のご挨拶を書いたものの、コロナ禍の昨今、普段通りの挨拶が果たしているものかどうか自問自答しております。

この文章を書いているのが、政府の「この3週間が勝負」という時期真ただ中であります。正月はどのような形で迎えたのでしょうか。西村経済再生大臣が言うような「神のみぞ知る」の結果は？(本当はコロナ分科会の尾身会長が言っただけですが)

世界に目を向ければ、何十年か前のスペイン風邪以来のパンデミックの風が吹き荒れております。

ワクチンがはたして効果的で、副反応はどうかというような検証を行う時間的余裕もなく、見切り発車的な接種が欧米では開始されております。人類はこの流れに乗るしかないと言え大袈裟ですが、他に有効的な手段が

なければ、仕方ありません。日本でも春には国民に対して接種が開始されるということですが、集団接種か個別接種か、保存方法などもマスコミ報道程度しか解らず、どのように進んでいくのでしょうか？いずれにしろ多少の混乱は間違いのないでしょう。

我々が今できることは、3密を避ける、手洗い、マスクという聞き飽きた予防法しかありません。

本年は丑年ということで、丑に関する諺で「牛に引かれて善光寺参り」があります。これは、自分の意思でなく他人の誘いによって、よい方向に導かれることのたとえの意です。

少々頼りない菅政権ですが、最終的に我々が頼りにするのは自国しかないのです。

なんとか平穏な日々を取り戻すために、善光寺へ連れて行ってもらいたいものです。

長田区社会保障推進協議会総会

コロナ禍での負担増止め 社会保障充実へ転換を

川西副理事長が記念講演



川西先生が患者負担増計画の問題点を解説した

神戸支部が加盟する長田区社会保障推進協議会は12月5日、同区内で第18回総会を開催。加盟各団体から20人が集まり、活動報告と新年度方針案を承認した。木村彰宏・協会評議員が代表幹事に再任された。

川西敏雄・協会副理事長が「菅政権の社会保障政策と新型コロナ禍」と題して、記念講演。「全世代型社会保障」について、少子高齢化が課題であり「世代間格差」を解消すべきと、高齢者の負担増が打ち出されているが、少子高齢化の問題は少子化であり、この原因は雇用の不安定化であると指摘。安倍政権の間に、正規雇用の比率は下がり、非正規雇用の比率は上がり続けているとグラフを示し、収入が少なすぎて子どもを持たない若者が増えていることが問題であり、この問題こそを解決しなければならないと訴えた。

また、菅首相は「自助・共助・公助」と何度も訴えているが、これは国の責任を縮小し、公助である社会保障を「共助」とゆがめるものであると批判。75歳以上の2割への窓口負担引き上げや大病院外来受診時の定額負担の範囲の拡大等、具体的な負担増の内容を解説した。

そして、社会保障費抑制政策によりただでさえひっ迫していた医療現場が、新型コロナ禍で追い詰められていると、協会の会員アンケート結果を示しながら解説し、社会保障を充実する社会に転換すべきと訴えた。

阪神・淡路大震災から26年 2021.1.17メモリアル

ひと・街・くらし 長田のつどい

日時：2021年1月17日(日)

9時30分～11時30分

会場：長田「ふたば学舎」

内容：(長田区)新型コロナウイルス感染症拡大を受け

開催を中止します

主催：震災復興長田の会・2020 長田1.17メモリアル実行委員会

新型コロナウイルス感染症関連 補助金制度のご案内

「感染拡大防止等支援事業」の対象経費が一部明確化

感染防止拡大支援事業について、従前より「感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用」が対象となることとされていましたが、以下の経費も対象となりうる事が明らかになりました。兵庫県医務課によると県でも同様の対応となる予定です。

感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	・日常業務に要する消耗品費(固定資産に計上しないもの) ・日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など) ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・換気のための軽微な改修(修繕費) ・水道光熱費、燃料費
役務費	・電話料、インターネット接続等の通信費 ・医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 ・休業補償保険の保険料 ・受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	・受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
使用料及び賃借料	・既存の診療スペースに係る家賃 ・既存の医療機器・事務機器のリース料

※概算交付申請の締切は2021年2月28日(日)[必着]ですが、補助金の執行を迅速に行うため、県はできるだけ早期の申請を呼びかけています。

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

【対象医療機関】「居宅療養管理指導」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」を行う、みなし介護事業所の医療機関(医科・歯科)

【事業内容】2020年4月1日～2021年3月31日までににかかる下記①～③にかかる支援金の給付

①介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業 感染症対策を徹底した上で、サービスを提供する介護サービス事業所・施設で発生した下記のようなかかり増し経費(下記以外にも通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象となります)

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等、消毒・清掃費用、自動車・自転車の購入又はリース費用など

支援額上限 居宅療養管理指導 33,000円、訪問看護 518,000円、訪問リハビリテーション 227,000円、通所リハビリテーション(通常規模型) 939,000円

②在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等を行った場合

支援額 一利用者あたり1,500円(電話による確認の場合)または3,000円(訪問による確認の場合)

③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等

長机、飛沫防止パネル、換気設備、(電気)自転車(リース費用含む)、タブレット等のICT機器(リース費用含む)(通信費用は除く)、感染防止のための内装改修費

支援額上限 1サービス種別ごとに上限200,000円

【申請締切】2021年1月31日

補助金等のお問い合わせは兵庫県保険医協会税経部(078-393-1807)まで